

平成28年度 第3回 成田市保健福祉審議会

日時：平成28年12月19日（月）午後1時30分から

場所：成田市役所6階 中会議室

参加：審議会委員13名（欠席2名）、事務局

議題：成田市健康増進計画の策定について（諮問）

事務局：

委員の皆様、本日はお忙しいところおいでをいただきまして、誠にありがとうございます。本日の進行を務めます社会福祉課の石井と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

開会に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日お配りいたしましたのは、会議次第、委員名簿、席次表、以上3点です。議事に関する資料は事前にお送りしてございますが、お持ちいただけましたでしょうか。不足等ございましたら、お申し出くださいますようお願い申し上げます。よろしいでしょうか。

お待たせをいたしました。ただいまから、平成28年度第3回成田市保健福祉審議会を開催いたします。

健康子ども部長より挨拶を申し上げます。

健康子ども部長：

皆様こんにちは。平成28年度第3回成田市保健福祉審議会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、年末のお忙しい中、本審議会にご出席をいただきましてまことにありがとうございます。また、日ごろより本市の保健福祉行政の推進に格別なご尽力を賜り、この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げます。

本日は、前回素案の段階でご説明をさせていただいた成田市健康増進計画についての諮問をさせていただきたいと存じます。本計画は、健康寿命の延伸に向けた事業の展開など、さまざまな健康づくり事業において具体的な取り組みを示した計画となっております。成田市の状況を踏まえ、より健やかに明るく生活できるまちとなりますよう、ご専門の立場からご意見、ご提言をいただきますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

事務局：

続きまして、会長よりご挨拶を頂戴したいと存じます。亀山会長、お願いします。

亀山会長：

こんにちは。お忙しい中おいでくださいますありがとうございます。部長のほうからもお話がございましたが、成田市健康増進計画に関しましての諮問が中心でございますので、委員の皆様方からいただきましたご意見等々を踏まえた形で、本日は審議会の方針として諮問をさせていただきたいと思っております。また、市民の方々も注目されていらっしゃるようでございますので、それを踏まえられながら、ご審議のほうよろしくをお願いいたします。

事務局：

ありがとうございました。

これより議事に入ることとなりますが、成田市保健福祉審議会設置条例第6条第1項の規定により、議長を亀山会長にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

議長：

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

議事に入らせていただく前に、会議の公開につきまして報告いたします。本日の議案につきましては、会議を非公開とする議案に該当しておりませんので、成田市情報公開条例第24条に基づき、公開して開催することになります。

先ほど伺いましたら、傍聴が1名のご希望があると伺っておりますので、現在、会議室前にお待ちいただいております。傍聴人の入室を認めてよろしいでしょうか。

委員：

異議なし

議長：

入室をお願いいたします。

それでは、会議の成立要件でございますけれども、本日の会議における出席委員数は13名であり、委員総数15人に対して過半数の委員の出席があることから、審議

会設置条例第6条2項により、本会議は有効に成立することを申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議題1の成田市健康増進計画の策定について、お願いいたします。

健康こども部長：

成田市保健福祉審議会設置条例第2条の規定により、成田市健康増進計画の策定について、貴審議会に諮問します。平成28年12月19日。成田市保健福祉審議会会長、亀山幸吉様。成田市長、小泉一成。

よろしくお願いいたします。

議長：

それでは、ただいま成田市健康増進計画の策定について諮問をいただきましたので、早速ご説明をお願いいたします。

健康増進課長：

それでは、成田市健康増進計画についてご説明申し上げます。

まず初めに訂正をお願いいたします。計画書の121ページ、成田市保健福祉審議会名簿の9番、大木和江委員にございましては、平成28年度より成田市ボランティア連絡協議会会長となられております。誠に申しわけございません。訂正をお願いいたします。

それでは、健康増進課から改めて成田市健康増進計画案の内容とパブリックコメントの結果についてご説明申し上げます。

まず、成田市健康増進計画案の内容でございます。平成28年8月18日に開催されました第2回保健福祉審議会において、素案についてご審議をいただき検討した結果、今回配付させていただいております資料のとおり修正いたしました。

具体的な箇所といたしましては、計画書19ページの基本目標の1の基本施策1「生活習慣病の発症予防と重症化予防対策の推進」の「現状と課題」の中に、かかりつけ医、かかりつけ歯科医を持つことは、早期治療、適切な健康管理につながりがありますが、ここに薬剤師もしくは薬局を加えていただきたいとのご意見を伺いましたので、かかりつけ薬局を加えました。あわせて、計画書79ページの基本目標4の基本施策1「地域医療の推進」の中にも81ページにグラフを記載いたしました。

その他、全体を通しまして表、グラフの整理及び表現や用語について見直し、修正をいたしました。

次に、策定の経過についてご説明申し上げます。お手元の資料2をご覧ください。まず、平成27年10月から11月にかけて、市民の健康に関する意識・生活習慣・健康状態、出産や育児に関する意識やサービスの利用状況などについて、健康意識調査を実施いたしました。調査の対象は、市内在住の満20歳以上の男女2,000件と、市の事業で実施しております赤ちゃん相談や健診を受ける子供の保護者417件でございます。

12月には、関係事業のすり合わせと確認を行うために関連課のヒアリングを実施し、平成28年1月、2月には本計画に係る市民ワークショップを開催いたしました。ワークショップにおいては、表のとおり5つのテーマについて課題を上げ、解決への取り組みを考えていただきました。

その後、成田市健康増進計画策定に関する検討会、実務担当者会議、第1回成田市健康増進計画策定委員会を開催し、素案を検討いたしました。

7月には、市民の総合的健康づくり対策を積極的に推進するために、本市に設置されております成田市健康づくり推進協議会にて計画書の骨子について説明した後、第2回成田市健康増進計画策定委員会にて素案の再修正を行いました。8月には第2回成田市保健福祉審議会にて、本計画の素案についてご審議をいただいております。

その後、市民の皆様から広くご意見を伺うために、パブリックコメントを実施いたしました。

では、次に、平成28年10月3日から11月2日まで実施いたしましたパブリックコメントについてご報告申し上げます。資料3をご覧ください。

パブリックコメントによりいただいたご意見は、喫煙及び受動喫煙に関することが1件ございました。

内容についてご報告いたします。1ページをご覧ください。「住民の健康寿命を延ばし、重症化予防、要介護の減少のため、また子供、妊産婦、アレルギーなど感受性の高い方を含めた非喫煙者を受動喫煙の危害から守るために、健康の基本として、この課題の重点施策をお願いします」として、具体的な意見が上げられておりました。

表の左側、提出された意見の概要をご覧ください。その概要は、(1)喫煙及び受動喫煙における健康への影響についての周知、対策徹底を図ることについて、2ページ(2)と(3)施設における全面禁煙ルールを確立すること及び保護者への禁煙促進の働きかけについて、3ページ(4)女性に特化した計画について、4ページ

(5) 喫煙と関係する口腔疾患について、ございました。

表の右側には、意見に対する市の考え方を記載しております。意見の(1)から(4)につきましては、計画書42ページの第3章、基本目標1「健康寿命の延伸に取り組みます」の基本施策5「禁煙・受動喫煙防止対策・適正飲酒への取り組み」において、市民や地域全体に向けた分煙に対する理解や啓発についての取り組みを上げ、推進してまいります。

また、計画書53ページの第3章の基本目標2「ライフステージに合わせた健康づくりを行います」の基本施策1「安心して子どもを産み育てられる支援体制の充実(妊娠出産期・乳幼児期)」の中の市の取り組み、さらに、計画書60ページの基本施策2「次世代に向けた保健対策の充実(青少年期)」の中で、妊婦とその家族だけでなく、乳幼児を初めとした次世代に向け、教育機関や地域住民へ協力を呼びかけ、喫煙による健康被害と受動喫煙の防止についての取り組みを上げております。

意見(5)につきましては、計画書47ページの基本目標1の基本施策6「歯と口腔の健康づくり」の中で、歯と口腔の疾患と喫煙の関係についての知識の普及、情報伝達に加え、口腔機能の低下を防ぎ、健康寿命の延伸を支援する取り組みを推進するものとしております。

以上で、雑駁ではございますが、本成田市健康増進計画案の内容とパブリックコメントの結果についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長：

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。どうぞ。

A委員：

質問です。パブリックコメントいただいた部分の2ページの意見に対する市の考え方のところ、(2)、(3)のところですが、施設における全面禁煙のルールを確立すること云々。この施設というのは児童にかかわる施設と考えてよろしいのですか。どこまでの範囲。公共性の高い施設全てと考えるのですか。

議長：

お願いいたします。

健康増進課長：

この提出されたご意見によりますと、公共性の高い施設においてということでご意見をいただいております。ですから、小学校や幼稚園、保育園等の施設はもちろんその中に対象として入るものと考えておりますが、健康増進計画の中にもうたっております健康増進法によって、受動喫煙、喫煙に関する内容が含まれておりますので、計画の中といたしましては公共性の高い施設も含め、市全体の施設を対象として、健康増進法に則った形の働きかけを進めてまいりたいと考えております。

A委員：

今、国のほうでも進めておりまして、例えば、病院等に関しては建物、敷地も禁煙にする等児童に関しても同じことかと。しかしながら、例えば、老人施設等においては、やはり嗜好のことも考えましようとか、ホスピス等に関してもかなり反対の意見もありまして、全面禁煙というのはどうだとか、公共性の高いというのをどこまで考えていいのかなと思って、質問させていただいたのですが、そういう施設も含めて、大学も含めて全てと考えるとよろしいですか。

議長：

お願いいたします。

健康増進課長：

委員のおっしゃるように、その施設によっては喫煙という行動が、施設にいらっしゃる方々にとって決してマイナスではないという考えも世間にはまだございます。ただ、今回、こちらにご意見をいただきました公共性の高い施設、小・中学校、幼稚園、保育園等につきましては、市といたしましては全面禁煙の方向性をご理解いただけるように進めてまいりたいと考えております。

A委員：

わかりました。他の施設については含めていないということでもよろしいですか。

健康増進課長：

はい。ただ、健康増進法には則った形で進めてまいりたいと考えております。

議長：

ほかの委員さんでご質問、ご意見等ございますか。いかがでしょうか。どなたでもご意見等ございましたらお願いいたします。

B委員：

出産間近になって、やめられないというのはやはり子供のことを考えたらやめていただきたいですね。パパ、ママになるまでの勉強会か何かで丁寧に教えていただければ一番いいのかなと思いますね。

議長：

どうぞ。

健康増進課長：

市といたしましては、出産を控えている方々、ただいまの事業といたしましては母親学級という事業がございます。できるだけたくさんの方にご参加をいただき、これからお子さんを迎える家庭としての心構えのようなものをそれぞれに先生お招きいたしましてご講義をいただき、皆様にお知らせをしているところでございます。

そのほかにも情報伝達として、今後は健康増進計画にあわせて知識の提供をしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

B委員：

お願いいたします。

議長：

ほかにごございますか。

C委員：

最初の（１）の未成年の喫煙防止教育の推進を図りますというふうにあります、未成年とは、ちょっと幅が広いので、学校教育の中におさめられている18歳以下の人間であれば比較的教育しやすいと思うのですが、じゃあ、卒業して2年間ぐらいに当たる、成人を迎えてない方たちの教育というのは、なかなか難しいのではないかと思います。何か具体的な、こんなふうにして展開したいという計画はお考えになっているのですか。

議長：

お願いします。

健康増進課長：

この健康寿命の延伸に向けての禁煙・受動喫煙防止対策ということでは、青少年については基本目標2、ライフステージに合わせた健康づくりの基本施策2「次世代に向けた保健対策の充実」のほうで取り組みを上げております。学校における教育とい

う段階では、確かに教育現場でも喫煙の対策ができるようになっておりますけども、その後につきましては、喫煙防止についてそれぞれの関係機関との連携が必要になると考えておりますので、健康増進計画にあわせて進めてまいりたいと思っております。

議長：

よろしいでしょうか。

C委員：

はい、わかりました。

議長：

ほかにございますか。

副会長：

お願いします。31ページですが、市民の行動目標の中で、取り組みとして、適正体重等の知識を普及・啓発をしますとありますが、この適正体重等ということは、まだその他のものもあるということかと。どのようなものを考えてらっしゃるのですか。

議長：

お願いいたします。

健康増進課長：

こちらの項につきましては、さまざまな栄養についての項目として内容が挙げられております。この中で、適正体重を知り、自分に適した食事量にということになっておりますが、そのほかにこの中では全体の栄養の面を考えておりますので、野菜の目標摂取量、それから主食、主菜、副菜と、バランスのよい食事など全体を含めて進めてまいり予定になっております。

副会長：

はい、わかりました。

議長：

ほかにありますか。

副会長：

すみません、もう一つお願いします。

47ページの歯と口腔の問題ですけれども、これはいわゆる子供の歯磨き、よく親の自分の歯ブラシでやるというような、親と関連というのは結構、子供にうつるといふ話を聞いているのですが、その辺のPRのほうも少ししていただいたほうが、子供の

歯磨きということを取り上げてやってみたらいかがかと思います。

議長：

お願いいたします。

健康増進課長：

ありがとうございます。お子様の歯磨きについては、歯と口腔の健康づくり計画をこの本計画の前に策定しております。

母子の感染ということで、口腔内の細菌が母から子へ、また家族から子供へということで感染経路ということが言われております。もちろん、小さなお子様ですと、お母さんの使っている歯ブラシを使いたいという、手を伸ばしてしまうようなお子様も多く見られますけれども、市といたしましては、赤ちゃん相談、それから健診等でお母様方へ、保護者の方へは常に健康教育という形で、より好ましい方法についてお知らせをしております。もちろん、その中に実習も含めて、お母様方、保護者の方へもお伝えをしておりますので、その行動を広めてまいりたいと思います。

副会長：

はい、ありがとうございました。

議長：

D委員さん、ご専門の関係だと思っておりますが、何かご意見ございますか。

D委員：

今のその親と子の口腔の問題ですか。

親御さんに関して言えば、かかりつけ歯科医という形で歯科医との連携を強くしてもらって、口腔内の衛生状態、ブラッシング等を含めて、きれいにしてもらうことを教育するというのと、それから、当然子供の食事や歯磨き、その他等にもお答えするようにしていますので、各診療所に相談という形で来ていただいてもいいかなと思います。

議長：

ありがとうございました。どうぞ。

B委員：

そうですね、高齢者にとっても誰にとっても、いい食事、睡眠とか生活のリズムというのですか、それはやっぱり体の健康に一番つながるわけじゃないですか。ある程度小さい子供のときからその生活習慣を身につけるといことが大事かと。やはりお

勤めしている人たちが多いの、帰りが遅かったら一人で食べなさいとか、朝早く行ってしまふから一人で食べなさいとか、一人で食べられないで夜遅くまで起きているとか、食べる暇もなく学校に行ったり、コーヒーだけでとか。それはやっぱり脳にも影響を及ぼすし、体にも影響を及ぼすという具体的なことを。確かに栄養も大事だけれども、体へのことも一番大事なことだと思うのです。生活習慣が身につくというのやはり健康維持に対して、子供であっても、お年寄りであっても一番いいテーマかなと思うので、ぜひこのことは、私も子供たちに、朝、やっぱり親と一緒に食事っていうのはなかなか出来ないことも多いので、食事の時間はやっぱり朝は明るく食べると。朝の力はそれをつくことになるっていうことも含めて、どんどん伝えていってほしいなと思います。

議長：

ありがとうございました。

E委員さんどうですか、ご意見ございましたら。

E委員：

そうですね。虫歯になりやすい小さい子は虫歯菌が口の中に入ってむし歯になります。それについてお母さんとか家族の方とか、おばあちゃんとかが何とかしてあげるとよいと思います。

議長：

ありがとうございました。

ほかの委員の皆さんのほうで。F委員どうですか。

F委員：

今、基本目標の4の基本施策の1、地域医療の推進ということで、在宅医療というものを取り上げていただいているのですが、まだまだ成田市は在宅医療、特に医師会の先生いらっしやらない中で今やっております。在宅医療をやっていただけるドクターが非常に少ない状況なのかなと思っています。まずドクターがいてくださらないと、安心して家で療養を送ることができないと思います。そういう在宅も見ていただけるお医者さんをいかに増やすかということを考えていただければ、在宅医療も進むのかなと思うところです。

議長：

お願いいたします。

健康増進課長：

ご意見、ありがとうございました。ただいま市では、在宅医療・介護連携推進事業を進めている最中でございます。介護保険法の第115条の4第2項の4に基づき、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができ、在宅医療と介護サービスを一体的に提供することができるよう事業を進めていくということで、取り組みを始めているところでございます。

本事業には8つ事業項目がございますが、先生がおっしゃられましたように、在宅で療養されている方々のもとに医療を提供して下さるお医者様というものについても調べ、それから事業を推進するということが載っております。そして、平成30年4月を目標に、在宅医療・介護連携支援センターを設置するという項目も含まれておりますので、前に進めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

F委員：

在宅医療を行うところがあり、そのほかのチームを組んでの方たちの横の連絡というものが非常に重要になってきます。それが今、非常にやりづらい状況にあり、どういうツールで行うかというのもあると思いますので、ぜひ成田市に働きかけていただいて、全市で使えるようなツールというか、そういうものの開発をしていただかないと思います。

議長：

よろしく願いいたしますね。はい、どうぞ。

G委員：

先ほど妊婦さんの喫煙に対して母親学級で注意を促したりしていたというふうにおっしゃったのですが、何か月ぐらいまでそういう母親学級を受けて指導していらっしゃるのでしょうか。

議長：

お願いいたします。

健康増進課長：

市が行っております母親学級は、受講する月数を限定してはおりません。ですから、妊娠がわかりましてから、出産間近までお受けいただくことは可能となっております。

お話をしますのは、医師、保健師等がその際、必ず喫煙と、それから禁煙に向けて、

受動喫煙についての話を含んでおりますので、どの月数のどの妊婦さんに対しても同じようにお話しするということができると考えております。

G委員：

ということは、本当、妊娠がわかってすぐに受ける方もいらっしゃる、もう臨月近くになってから受ける方もいらっしゃるということですか。

健康増進課長：

はい。中にはお仕事の都合などで妊娠がわかってからもしばらくの間受講することができないという方もいらっしゃいます。

ただ、必ず産婦人科の先生のもとへは受診されていらっしゃいますので、産婦人科の先生から同じ内容のことについてはご指導いただいているものと考えております。

G委員：

必ずその注意事項はあるということですね。

健康増進課長：

はい。

G委員：

ありがとうございます。

議長：

他にございませんか。はい。

H委員：

こころの健康づくり、いわゆる精神疾患が大変増えていまして、統合失調症の中でもいわゆる1%相当ということも言われていますが、精神疾患ということになりますと、いわゆる5%、6%というような数ですね。だんだん増加している状況でございます。これを早く発見して治療に至るってというようなことの中では回復も早まるということもありますし、遅れますと最終的にはやはり生涯、疾患を抱えた中で生活していかなくやならんことがよくございます。なかなか気づかないという状況が多い中で、皆さん突然発症され、びっくりして戸惑って、右往左往してしまうというのが実態なのです。子供の頃、小学校、中学校の頃から既に発症しているというのもございますし、学校教育の中でそういう精神疾患等の問題について取り上げて、早く発見できるような、また、すぐ対応できるようなシステムができればいいかなというふうに常々考えているわけです。学校教育の中でその辺のものを、養護教員さんを主体にし

て、先生の皆さんにも。絶えず日中、子供たちの様子は先生方がいつも見ているわけなのでね。ですから、その辺で、気づいたなかで対応できれば、全然違うのではないかなと考えていますので、もし対応できるものがありましたら、ぜひ取り上げて、工夫していただきたいと思います。

議長：

お願いいたします。

健康増進課長：

小・中学校におきましては、現在、スクールカウンセリングを行う専門の方が期間を決めて学校のほうに滞在していらっしゃいます。そのような方々がお子さんの、うつ病という言葉は大変使いにくいものかと思われまじけれども、お子さんの様子などを学校の担任の先生とか、お子さんとかかわる職員の方々と相談をしながら、お子さんと丁寧に慎重にかかわりを持っていらっしゃると聞いております。

ですから、今後につきましては、関係機関、特に教育機関となりますので、連携をしまして進めてまいりたいと考えております。

そのほか、健康増進の形では、ホットラインという24時間体制の電話による相談を受け付けておりますので、もしご家庭でお困りになったときにはそのような電話の相談もご利用いただけるようにお知らせをしてみたいと考えます。

議長：

よろしいでしょうか。

H委員：

いかに早く発見するか。相談に至った段階ではもう既に進行してるという場合がすぐ多いわけなんですね。だから、早く気づかせる方法というか、簡単なことでもいいですから、子供たちに知らせるようなことをひとつ考えていただきたいと思います。以上です。

議長：

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

他にございますか。

副会長：

75ページですが、現状と課題というところで、これは26年のアンケートのようなのですが、地域の問題として緊急時の対応体制がわからないと、それから隣近所の

交流が少ないという問題があるのですが、そして、105ページに役割分担と協働という中で、105ページの3番ですね。地域のところですが、ここに自治会というものが出てくるのですね、この役割というのが。これは市民一人一人が主体的に健康づくりに取り組めるよう、地区全体で支援していきましょうというのが、これがすごく大事だと思います。今ここでお答えをいただくのではなくて、いわゆる区と、いわゆる本当に身近にある団体ですね、これをどうやって使っていくか、どうやってそこに地域として健康をつくるかどうかというような一つの方法がこれに出ているので。これはすごく今現在ではほとんどされてないと思いますが、非常にいい問題だなと思いますので、それを具体的にどう発展させていくか、ちょっとこれは今後の問題としてご検討いただければということです。

議長：

ほかにございますか。

C委員：

ちょっとよろしいですか。ちょっと議事進行に関してなんですが、僕、資料3に関連する質問や、関係のある質問やなんかを今やっていると理解していたのですが、もう資料2のほうに入っているの、資料2のほうについても質問してよろしいですか。

議長：

そうですね、構いません。

C委員：

わかりました。私、この基本目標、基本施策ですね、現状と課題ということで読ませていただいて、それに対してどんな課題があるのか、こんなことをしていきたいというようなことで記載されているのですけれども、現状を読んで、何が問題なのか、問題ってどこにあるのかっていうのが私にはよく把握できないのですね。基本的に課題というのは、問題点を解決するために取り組むべきものと、これが課題になっていると思うのですけれども、問題がない、問題点の指摘が必ずしも十分にされないままに課題が書かれているので、それがなぜ出てくるのかなっていうのが実際によくわからないというところがあるのですね。だから、こういう展開の仕方でもよろしいのかなというふうに思ったのですけど。問題点はどこにあるのかが全体的によくわからない。

やはり課題ですから、問題点に肉薄した上でそれをどうやって解決していくのかいうようなことで課題を上げていく。難しい点があればこういうところが難しいという

ふうなことで、さらに詰めていくっていうのが一般的なやり方だというふうに思うのです。

それから、いろんな目標がアンケートの結果やなんかを参考にしながら、今後の目標というのがあるって、それに関連してその取り組みというのがあるって、その下に指標というものがあるのですけれども、その取り組みに対して必ずしもその指標というのに対応していないということで、じゃあ、この取り組みの指標に対応してないことと取り組みに対応していない指標のないところについては、取り組みの成果をどのようにして検証していくのかということがちょっと私にはわからない状態になっているというふうに見受けられるのですが、この辺はいかがなものでしょうか。

議長：

お願いいたします。

健康増進課長：

ご指摘いただきありがとうございます。

この資料2に策定経過を記載させていただいておりますが、市民の健康に対する意識や問題点などについては、健康意識調査、事業にかかわるそれぞれの庁内の関係課のヒアリングを行いまして、すり合わせをした結果について、こちら、現状と課題を記載させていただいたものとなっております。

ご指摘いただきました取り組みと指標についてということでございますが、今後、この計画を実施してまいります前に、5年後に見直しを行う予定にはなっております。その際に、関連する事業、指標につきましては、評価シートを作成する予定としております。評価シートによって、上位計画がございますが、上位計画の関連性や費用対効果なども見まして、客観的な評価ができるように進めてまいりたいと考えております。

その内容としましては、国、県の目標と市の現状を照らし合わせた上で確認をしております。その上で計画書上の指標に基づきまして、5年後、10年後の目標について、必要に応じ見直しを進める予定にしております。

目的、取り組みの内容と指標については、表現化されていないというご意見でございましたけれども、見直しの際にもう一度内容を確認した上で進めてまいりたいと思っております。

議長：

よろしいですか。

C委員：

いろんなものを点検、評価していくには、現状をきちっと把握するということがすごく大切だと思うのです。そういう意味で現状をこうやってアンケートや何かをやって調べていくということは大変重要なことだというふうに思うのですが、アンケートをとってその結果を見て、例えば70%という数字が出た場合に、それに問題があるのかどうかというのはまた別の問題だと思うのですよね。これで充足しているというのであれば、そこは今後の課題にはならないと。そこをもうちょっとよくすればもっといい点、改善されていくってことはあると思いますけども、大きな目標にはならないということがありますので、その辺のところはやっぱり一つ一つ、どこに問題があるのかというのは精査して、それに対してどんな課題が出てくるのか、課題が出てきたらそれを実行していくときにはどんな点が、具体的な実行策考えて、考えた上でその実行策を展開していくためにはどんな問題が、どんなことを克服していかなきゃいけないのかというのを明らかにして提案していただけると、我々のほうも審議しやすいというふうに私は思います。その辺のところをぜひお願いしたいなど。何かこう、雲をつかむような話で、極端なことを言うと、これ別に調査しなくてもいいんじゃないかな、というような気がするのです。せっかく努力されていますので、それがしっかりと実るように、もうちょっと工夫されて展開されたほうがよろしいのではだから、こういう資料を収集したときには最初から何か答えがあるのではなくて、その得られた結果から、答えを考えていく方向かなという姿勢を持っていくことが大切ではないか。最初にもう結論ありきっていう形になってしまいますと、余り意味がないのではないかなと私には思えたのですが、参考にしていただけるといいかなと全体的には私は思いました。

また、個々については、質問させていただきたいと思っています。

議長：

提案ということで、よろしく願いいたします。

C委員：

はい、そうです。

議長：

ありがとうございました。ほかにございますか。どうでしょうか。

I 委員：

指標についてご質問させていただきたいのですが、各基本目標があって、それぞれに基本施策がありますよね。その基本施策ごとに指標が設定されているわけですが、先ほど5年を目途にして目標値が設定されていて、その中に増加とか減少というものが。なかなか数値化しにくいところなのだろうとは思いますが、どの程度でしょうか、やはり数値根拠がないと目標に届いたのかははっきりしないことになるので、ある程度はそういう基本の数値というのを再意識されたほうがいいかもしれないですね。意見です。

あと、歯のところ、52ページには31年度に再評価しますとあり、ほかの年度のものには特に5カ年の再評価が書かれてないわけですけども。このあたりの考え方はいかがですか。

議長：

お願いいたします。

健康増進課長：

歯と口腔の健康づくりに関しましては、先に計画が作られております。成田市健康増進計画が上位計画となりますので、指標の評価年度は、歯と口腔の健康につきましては5年後に、31年度に評価を行います。その評価とあわせまして、健康増進計画の評価も進めてまいりたいと思います。

議長：

よろしいでしょうか。

A 委員：

先ほど在宅医療の体制の充実というところで、成田市は医師がいなくて、このままだと進んでいかないだろうと皆さん大変困られているということをお聞きしますが、そういうことがあるとするならば、82ページ、83ページのところに、例えば在宅医療、82ページの取り組みの7段目ですね、在宅医療体制の充実を図りますということが書かれていますよね。そこに数値目標とか、どのようにしていけばいいかということになると、在宅療養支援診療所を何カ所か設置を目標としますとか、訪問看護なんかも具体的に書かれていかなければ、「図ります」で終わってしまうので

すよね。そういうことを多分皆さんおっしゃっているのではないかなと思います。

それと、最後のところの、私もちょっと違和感がありながら読んでいたのですが、104ページ、105ページのところ、ソーシャルキャピタルはよくわかるのですが、これをどのように活用してどのように推進していきたいのだろうかと。言葉だけがぼんと出てきて、説明はあるけれども、市民の方は多分なかなか理解できないだろうなと。私も論文10ページぐらい書きましたけど、ソーシャルキャピタルの事業、それを活用して推進していくとか、そういうことをどのようにしていくのかというようなことをやっぱり書いていかなければわからないのではないかなと思います。

105ページの(6)の事業所・職場の役割というところなんか労働環境の整備・充実を図ります。行政が充実を図れるわけじゃなくて、どのように充実してもらうのかと、環境整備をどうするのか、労基法等に合わせてどのように考えているのか、ストレスチェックは人数の少ないところでも全ての事業所にしてもらおうとか、そんなことをより具体的に示されていったほうが、計画が生かせるのではないかなと。本当に私も漠然とします、やります、頑張ります、ずっと書いてあるのをどこまでやるのかなと思いつつながら。10年間ではなく5年間の中でさまざまなこれからの課題があって、それをより指標をしっかりと評価項目をつくってやっていきますということですから、今後はそのような数値目標なんか入れながら対応していただきたいと思えます。

議長：

ありがとうございました。ほかにごありますか。

C委員：

36ページのところ、こちらに指標のことですが、日常生活の中で健康の維持・増進云々ということで、意識的に体を動かしている人の増加ということで目標が増加にさせるっていうのが書かれているのですが、その周知の仕方はどのように考えられているのか。例えば、最近の知見によると、日常生活の中でウォーキングの時間が多ければ多いほど医療費のかかる、1人当たりですね、年間の医療費が少ないということです。最近では、これはデンマーク人を対象にした研究ですが、パブリックライブラリーのサイエンスのメディスン版に出っていますが、日常、通勤に例えば自転車を使っている人、これが週当たり150分以上だと2型糖尿病の多少の危険率が何もやってない人に比べて0.7ぐらいというようなデータ、注目すべきデータ出

ているのですね。ですから、そういったものをできるだけ証拠に基づいたものをもとにして、その効用を知らせていくってというようなことを何か考えられているのか。

それともう一つ、先ほど自転車を通勤に使っていると、2型糖尿病の発症の危険率が少なくなるということで、例えば日常生活の中での行動の変容というのが生活習慣病の予防に非常に役に立つことは、色々な研究でわかっていますので、例えば、市の中に自転車道路なんか、自転車通行帯を積極的に設けて、これは横の関連性も必要だと思うのですが、そういったことも何か考えられているのかどうか、この辺はいかがなものですか。

議長：

お願いいたします。

健康増進課長：

まず、ご意見いただきました中の市民の皆さんへの周知という意見に関しましては、この計画の中で情報提供ということが各欄でそれぞれ出てまいります。市民の方々へは健康教育、健康相談、講演会、このような場を設けまして、運動の大切さ、日常生活に取り入れることの大切さについてはお伝えをしていくということとしております。

それから、自転車等につきましてですが、自転車の利用ということになりますと、交通機関が必要になってまいりますので、現在、成田市では特別な整備は設けてはおりません。ただ、今回、この健康づくりというものに関しまして、気軽にできる運動、この気軽にできる運動ということで、現在はノルディックウォーキングを普及する活動をしております。

今後は、健康増進計画に合わせまして、他課とも協働いたしまして、市民の皆様にはスポーツレクリエーション活動へ積極的に参加する機会を周知するようにいたしまして、努めてまいりたいと考えております。

C委員：

私が言いたいのは、何か積極的に運動するというだけでもいいのですが、日常の生活を、生活の中で特別に運動するという時間を設けるというわけではなくて、日常の通勤ですと、必ず行き帰りというものがありますので、そういったところを上手に利用して、運動の持っている健康に対する効用といったものを、そういう意味で効用があるのだと、役に立ちますよということを広めていく、あるいは知らず知らずのうちに健康になっているというようなことをしたほうが何かいいのではないかなと。例え

ばイギリスの2階建てのバスの車掌の心臓病の研究が1950年代に行われていますけれども、あれもやっぱり運転手よりは2階建てのバスの中で車掌している人の方が、基本的に運動量が多いですので、そういう仕事の中での運動量の差というのが、心臓病に罹患する確率を下げるとか、あるいは、心臓病なっても死ぬまでの時間が、死に至るまでの期間が長くなるというのが古くからわかっていますので、そういった意味では日常の生活も利用してやっていくということも考えてもいいのではないかということで、ちょっと発言させていただきました。

自転車なんか、今、非常に盛んに行われていますので、成田市はまだ場所がいっぱいありますので、そういうことを考えてもいいのではないかと。幹線道路にも自転車の通行帯をちょっと作る。マークをつけてそこを自転車が安心して走れるようにするというような環境づくりも、私は必要じゃないかなというふうに思っています。

議長：

よろしいでしょうか。どうぞ。

H委員：

82ページ、先ほども言いましたけれど、市民が住みなれた地域で安心して自宅で生活し続けられるよう取り組みの中で、在宅医療・介護連携支援センターを設置するとかですね、目標で出ていますが、これはあくまでも高齢者対策の中で考えているものなのか。障害者につきましても当然、いわゆる地域包括ケアシステム的な構築が当然必要になってくると思うのですが、高齢者に限らず障害者についての地域包括的なケアシステムですね、そういうものについての構えはこの中に入っているのでしょうか。

議長：

お願いいたします。

健康増進課長：

在宅医療・介護連携、この推進事業に関しましては、介護保険法に基づいているものでございます。

障害のある方ということですが、こちら、ご高齢の障害者という対象に絞られてまいります。

H委員：

高齢だけに限定されるのですね。

健康増進課長：

はい。現状では、法律に基づきますと、高齢者になります。

H委員：

年々障害者も高齢にはなりますが、治療されている方も在宅でいる方も6割程度がほとんど在宅で、ご家族が障害者をケア、介護している実態なのですね。だから、その中で障害者も含めた中で考えていただければと、これは要望ですので、よろしくお願ひします。

議長：

よろしいでしょうか。何かございますか、はい。

J委員：

私は全体的に捉えてなのですが、高齢者福祉課であったり、健康増進課であったりその内容を図るために、講座を開いたり、いろいろやってらっしゃると思うのですが、私自身もそうなのですが、興味があるなと思って2回、3回の参加をしなければいけないときに、ほかの市や、ほかの講座とかが重なってしまって、参加できないというのが結構聞くのですね。大まかでいいので、上半期なら上半期、下半期なら下半期でもいいので、健康増進課がこういうことをやるであろう、いつ、はっきりはしなくてもいいですから、せめて4、5、6の間ぐらいにありますよとか、7、8、9ぐらいで予定しています、みたいな大まかな予定がわかると、市民の方たちも、あ、これがあるからここに合わせようかな、とかできるのではないかなと思うのです。すごく難しいことかもしれないですが、年次計画でも下半期、上半期でもいいですから、そういうものがあつたらいいなと思います。

議長：

お願ひします。

健康増進課長：

市民の皆様が積極的に講演会などに参加して下さるということはとてもありがたいことだと思います。ただ、会場の設営や講師の方の設定など、ご都合などもお伺いすると、半年前、そのように期限を決めて何カ月の間にというふうなお知らせをすることがかなり難しくなることもあると思います。

健康増進課で行っている教室などについては、年間計画が定まっておりますので、その内容についてはお問い合わせをいただければご説明は申し上げますが、

申し込み制ということになってしまいますので、事前にお知らせをしまして、その方に有利に働いてしまうというようなことがあっても市民の方に公平が保たれないということになりますので、やはりお知らせできる時期というのにはある程度限定がかかるものと思っております。

ただ、周知の内容につきましては、あらゆる方法を利用して、広報なりた、ホームページ、そのような市が行うことができる周知、そのほかにもさまざまな周知方法があると思いますので、その内容を開拓してまいりたいと思います。

議長：

よろしいでしょうか。

H委員：

不公平になってしまうので云々ではなくて、大まかに、同じ健康を考えるものであっても、体を使って健康を考えると、成人期のものとかいろいろありますよね。そういうものの大まかに上半期、下半期のどちらかにそういうものが重点的にある、講師とか場所とかそういうもののはっきりしたものではなくて、こういうものが、市として取り組んでいるものが予定されていますぐらいのお知らせというのは無理なのですか。

福祉部長：

担当課にしてみれば、大体いつごろやりたいというのは多分あるのです。この講演会は8月ごろやりましょうとか、で、年度がスタートしてから講師の方と交渉したり会場予約とったりする。担当課にしてみれば、決まった日にちと、場所が、決まった段階で広報したいと思っているのですが、やはり市民の、今委員がおっしゃった大体の目安が欲しいということであれば、参加する側にニーズがあるのであれば、私どもからすると決まっていな事を広報するのは躊躇するところなのですが、色々参加いただいている方がバッティングしないような取り組みというのは、考える必要があるかなと思います。

議長：

よろしいでしょうか。

H委員：

はい。

議長：K委員、何かございますか。

K委員：

高齢者の健康診断の件ですが、高齢者に限らず、市が1回、成人病の検査を受けるようなシステムがあつて、そういう場所を提供してもらふ。私も年に1遍はその場に行つて健康診断に行くのですが、1日に何百人来るかどうかわかりませんが、健康診断して問診のセクションがあるのですが、そういう場ではさすがに2分か3分で問診がどんどん進んでいくのですね。こういうことに関して、あの大勢の人ですから、私のほうもやむを得ないと思うのですが、その後健康診断の結果が個人に来たときに、例えば、がんの問題なんかの場合ですと、胃がんぐらいの検診でしたら胃カメラの設置しているところはあるのですが、大腸がんとか肺がんという問題になってくると、

か
なり専門的なところへ行かないと実施できない。となると、日赤となりますが、日赤に行きますと、非常にあそこ、初診料高いのですね。高いのです。成田市民であつてもそんなのですね。それと場所の問題もあつて、ちょっと億劫になる。もう少し市として専門の医療機関はもちろんですけれども、医療機関を設置していただくとかは。

議長：

お願いいたします。

健康増進課長：

成人の方々の検診、がん検診等についてということでございますが、検診を受けていただきました方については、異常のある方、精密な検査が必要な方、それぞれのカテゴリーに分けて担当をさせていただいております。特に精密検査が必要な方につきましては、市から必ずお知らせをお届けしております。その際に受診いただける医療機関についてもその中にお知らせの分が含まれて届けをしております。

精密検査が必要な場合には、紹介状が同封されますので、検査や治療が必要な場合には、医療保険、国民健康保険、社会保険等の保険診療という形で対応させていただいております。

日赤病院の初診でかかる高額の医療費というのは、恐らく金額にして5,000幾らかという金額だとは思われますけれども、そちらは紹介状がございますので、請求はされないということで契約しております。ですから、実際には精密検査を受けましたと、その実際の医療行為にかかる保険の点数での請求のみお支払いをいただくという形で、紹介状がありますので、それ以上のもののご負担はいただかないような契約

になっております。

議長：

よろしいですか。

K委員：

大丈夫です。

J委員：

済みません。ちょっとこれは外れてしまうのかもしれませんが、これはよく高齢者の集まりで聞くのですけれども、私は下総地区なのですが、下総地区はかなり遠いですよ。そうすると、高齢者の人たち、オンデマンドを利用するのですが、意外に診療費が安いからと、日赤ではなく徳洲会にかかる人が結構いるのです。それで、徳洲会にかかる場合、富里になるので、途中でおろされてしまう。オンデマンドは行かないという。ある方たちは東口まで行って、東口から体調が悪くて行くときなんか、特にあれだけの距離でも歩いては行けないのでタクシーに乗っていくとかということで、そういう特例、オンデマンドの特例、ちょっとこれはこの審議会から外れてしまうかもしれないのですけれども、医療費のこととちょっと関連するのでどうなのかなと思います。

高齢者福祉課長：

オンデマンドにつきましては、おっしゃるとおり市内限定ということで、これはオンデマンド交通のできた経緯からして、民間公共交通との兼ね合いがございまして、市外に延ばすことは難しいというのが現状で、市内限定でやらせていただいております。

ただ、徳洲会病院におきまして、成田市と富里の境界が三井住友銀行ですので、そこまでは行くようにしております。本当でしたら、中に行きたいのですが、業界のほうと交渉しているのですが、歯止めがきかなくなるとの懸念があって、なかなか今のところ難しい状況です。申しわけございません。

J委員：

病院に行くだけのときには特例みたいな、何もかもと言ってしまうとそれこそ大変なことになってしまうので、病院だけ、あと下総地区の人たちは神崎町のほうにかかっている方も多いのです。そういった人たちもオンデマンドが使えないということで、病院のときだけは特例をつくってもらえることができればいいなと思います。

高齢者福祉課長：

まさにそれが一番、業界さんとしてはなかなか難しい、神崎クリニックや、佐原中央病院、そういう希望は多いのですが、そうなるとなし崩しになる、今のところ難しいというのが現状です。

あと、台数も今6台ということで行っております。オンデマンド交通というのは方向が変わるとかなり予約しづらくなってしまいますので、今の台数では難しいのかなと思っておりますので、申しわけございません。

議長：

ほかにございますか。

C委員：

84ページ、健康づくりに関する社会資源の整備という項目で、主に社会資源の整備とありますが、情報や知識、あるいは人的なサービスといったときに、何か特化されているような気がしました。社会資源としてはそのほかにも制度の問題とか施設設備の問題であるとか、負担の問題であるとか、それから物質的なものであるとか、多々あると思うのですけれども、このサービスの面、あるいは情報、知識、技術みたいなものに特化した理由というのは。ほかの社会的な資源については、成田市としてはある程度の水準に達しているということで、ここは重点にしなくても、もうちょっと足りないこの3つぐらいのところに焦点を当てたということの理解でよろしいでしょうか。

それともう1点ですが、同じ項目で、市民が心身ともに健康に暮らすまちづくりをするために、行政が注力して取り組むというアンケートの結果があるのですが、ここに10数項目、アンケート結果が出ているんですけども、これに対して、例えば一番上の健康診査や各検診というのでこれは61%の人が必要だというふうに感じているのですが、これ感じているということと、市がやっていることに満足しているということでは意味が違うと思います。これは市民の満足度をあらわしているというふうにも理解してよろしいのでしょうか。

議長：

お願いします。

健康増進課長：

まず、こちらの取り組みの内容をこのような項目に分けたということですが、この計画を作成する段階で、現在、市が取り組んでいる事業について、その事業がどの項目に該当するのか、その振分けをまずしております。今回、この計画に当たりましては、体制整備、施設サービス基盤の整備等の文言が出ておりますけれども、この内容について具体的な計画はまだ策定されておられません。

市民が心身ともに健康に暮らすまちをつくるために行政が注力すべき取り組み、これが、市民が市に求める、取り組んでほしいとしている内容のアンケートになっておりますので、そのトップとして上げられているものが、健康診査や各種健（検）診ということのグラフになっております。市民の満足度がそちらにあらわされているというものではございません。

C委員：

そうすると、誰もがそういうことをやってもらいたいというふうには思うのですね。現状で、これでやってもらいたいだけでも現状はこうだよと、そうするとそこに問題点があって、そこから課題というのが生まれてくるはずですので、このグラフだけ見せられて、何か諮問してくださいというふうに言われても、やはり非常に意見が述べにくいという、私自身は感じます。

ですから本当はこういう質問をしたときに、この横に現状の市の対応について、満足度はどうですかというようなアンケートがあると、問題点が一番はっきり出てくるんじゃないでしょうか。こんなふうに思います。

これから、計画10年にわたっていますので、今後、アンケートをしていくときにはその辺のところもお考えになったほうがよろしいのではないかと。そうすると、非常にきめ細かい施策が提案できるのではないかとというふうにちょっと私自身、素人ながら思いました。

制度とか、そういうものはもう十分に満足した状態になっているというふうに理解してもよろしいでしょうか。

議長：

お願いします。

健康増進課長：

制度そのものについて市民の方がどの程度満足をされているか、その内容につきましては、今回の健康増進計画を策定する際には市民の方々にアンケート等は実施して

おりません。上位計画であります総合保健福祉計画等を作成する際に、満足度調査というものが行われておりますので、今年度以降、その全体の上位計画を含めた内容で満足度を私どもも考察してまいりたいと思っています。

C委員：

制度とか、それから施設設備とか、こういったものは市民に直接アンケートをとられなくても、ほかの市町村と比べて、成田市はどの辺までいって、水準としては高いレベルにありますけれども、というようなものを提示することでも私はよろしいのではないかと思うのですけれども。極めて低い水準にあるのに、市民にアンケートとらなかったのではちょっとまずいと思いますので、水準はかなりいっています。そういうのが提案されていけば、ソフト面の見直しということで提案していただければいいのであればよく理解できるのですけれども、ちょっとその辺がよくわからない。何で抽出したのかっていうのがよくわからないと思うのですね。

議長：

わかりました。

諮問に関しまして、総論、各論等々主体的なご提言、ご提案等ございましたので、それらにつきまして答申とした形で、私、会長のほうで一任させていただきたいと思いますが、委員の皆様方、よろしいでしょうか。

各委員：

異議なし

議長：

ありがとうございます。それでは、本日の議事は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

事務局：

亀山会長、どうもありがとうございました。

成田市健康増進計画の諮問に対する答申については、会長への一任となりました。

なお、答申に関する本審議会は、日程等の都合によりまして、開催をいたしません。文書の受理をもって答申といたします。ご了承いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、以上をもちまして、平成28年度第3回成田市保健福祉審議会を閉会させていただきます。長時間にわたるご審議、まことにありがとうございました。